

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(土地改良区への提出を要する電磁的方法)

第二十二條の三 法第二十六條第三項(法第一百一十條の二十三において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、前條第二号に掲げる方法とする。

(組合員名簿の記載事項)

第二十三條 法第二十九條第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地))

二 (略)

三 准組合員があるときは、その氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその権利の種類並びにその法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

四 施設管理准組合員があるときは、その名称、住所及び代表者の氏名(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(貸借対照表の提出を要しない土地改良区)

第二十五條の二 法第二十九條の二第一項の農林水産省令で定める土地改良区は、土地改良施設(資産評価をすべきものに限る。)の管理を行わない土地改良区とする。

(電磁的記録)

第二十五條の三 法第二十九條の二第三項(法第一百一十條の二十三において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(決算関係書類の公表の方法)

第二十五條の四 法第二十九條の二第四項(法第一百一十條の二十三において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

一 事務所で公衆の閲覧に供する方法

二 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

(新設)

(組合員名簿の記載事項)

第二十三條 法第二十九條第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地))

二 (略)

三 令第四条第一項前段の規定により二以上の選挙区を設けた場合には、組合員の所属する選挙区の名称及び当該選挙区が同条第四項後段の規定による指定に係る土地の所在地によることにあつてはその所在地

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)